令和８年第５回江北町議会（定例会）会議録

招集年月日	令和８年９月４日							
招集場所	江北町議場							
開散会日時及び宣言	開会	令和８年９月４日　午前９時00分					議長　井上　敏文	
	散会	令和８年９月４日　午前10時39分						
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　10名 欠席　０名 ○　出席 ×　欠席 △　不応招 ▲　公務出張	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠		
	1	酒井　明子	○	6	土渕　茂勝	○		
	2	古賀　里美	○	7	池田　和幸	○		
	3	田村　康	○	8	西原　好文	○		
	4	江頭　義彦	○	9	田中　宏之	○		
	5	三苫　紀美子	○	10	井上　敏文	○		
会議録署名議員	１番	酒井明子	２番	古賀里美	３番	田村　康		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	山田恭輔	○	地域づくり課長	宮本大樹	○		
	副町長	山下宗人	○	農業委員会事務局長	本村健一郎	○		
	教育長	牟田久俊	○	会計室長	山﨑久年	○		
	総務政策課長	山中博代	○	こども教育課長	坂元弘睦	○		
	町民生活課長	吉原和彦	○	代表監査委員	伊東啓子	○		
	健康福祉課長	松田佳世子	○					
職務のため議場に出席した者の職氏名	議会事務局長	大島浩二						
	書記	山下太郎						
議事日程	別紙のとおり							
会議に付した事件	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

議　事　日　程　表

▽令和８年９月４日

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　報告第４号　令和８年度江北町一般会計補正予算（第３号）の専決処分について

日程第４　議案第39号　公益的法人等への江北町職員の派遣に関する条例

日程第５　議案第40号　江北町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第６　議案第41号　江北町幼児教育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日程第７　議案第42号　令和８年度江北町一般会計補正予算（第４号）

日程第８　議案第43号　令和８年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第44号　令和８年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第10　議案第45号　令和７年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第11　議案第46号　令和７年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12　議案第47号　令和７年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13　議案第48号　令和７年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14　議案第49号　令和７年度江北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

午前９時　開会

○井上敏文議長

皆さんおはようございます。まず冒頭に、令和８年７月28日に発生しました熊本地震はじめ、千葉県、石川県、福井県、青森県では大雨災害などにより甚大な被害を受けられております。このことについては、今なお復旧に取り組まれている方々に敬意を表しますとともに、一日も早い復旧・復興を願っております。

これまでの自然災害により犠牲となられた方々に対し、お見舞いとお悔やみを申し上げ、ここで黙禱をささげたいと思います。

議員の皆さん、執行部の皆さん、御起立願います。傍聴の方も御起立願います。

（黙　　禱）

○井上敏文議長

お直りください。御着席ください。

それでは、令和８年第５回江北町議会定例会に入ります。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和８年第５回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政の重点事項についての報告、また、教育長のほうからも義務教育学校化に向けた方針についての報告があります。

まず、私のほうから主なものを報告いたします。

議会の諸般の報告をお開きください。

７月22日15時30分から知事と市町議会議長との懇話会がホテルマリターレ創世において開催され、市町の行政課題と今後の行政施策について意見交換がありました。

本町から知事への提案事項として、長崎本線江北～諫早間における六角川鉄道橋付近堤防改修の早期実施についてを要望いたしました。

その内容といたしましては、六角川における長崎本線六角川鉄道橋付近は、完成堤防高より１メートルほど低いことから堤防断面及び高さが不足しており、洪水時には堤防の決壊や越水等が心配され、非常に危険な状態であることから、地域住民の不安払拭のためにも、堤防改修の検討状況について、その進捗状況をお尋ねし、改修を早期に取り組んでいただくよう要望いたしました。

これに対し、県の回答は、長崎本線六角川鉄道橋付近の堤防改修については、武雄河川事務所において現在検討が行われており、鉄道施設を管理する佐賀・長崎鉄道管理センターに

おいては真摯に協議をしており、その対応については、ＪＲ九州も交え、３者で検討を進めているとの回答でした。

また、８月５日14時からＪＲ九州本社において、長崎本線利用促進期成会からＪＲ九州代表取締役社長古宮洋二氏宛てに長崎本線利用促進のための要望書をＪＲ九州取締役常務執行役員貞苅路也氏に手渡しをいたしました。

その内容といたしましては、１、長崎本線上下分離区間について、２、特急列車について、３、普通列車について、４、乗り継ぎ環境の改善について、５、駅の環境改善について、以上５項目について沿線自治体地域の交通環境の改善につなげていただくよう要望したところでございます。

以上、報告といたします。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。

内容につきましては、皆様方に配付しております報告書のとおりであります。

詳しい内容が知りたい方は、議員控室に資料を置いておりますので、参照いただきたいと思います。

次に、令和７年度江北町一般会計・特別会計歳入歳出決算についての審査意見書、令和７年度江北町定額運用基金運用状況報告書及び令和７年度江北町財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告書が提出されております。

内容につきましては、皆様に配付しております報告書のとおりであります。

以上で私のほうからの諸般の報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。本日から９月定例会ということでよろしくお願いします。

数えてみましたら、私にとりましては43回目の定例会ということになりました。こうやって議会の開会に際しまして、いわゆる所信表明といいましょうか、町政の運営状況について報告をするということについては、今は皆さん当たり前のように思っておられるかもしれませんけれども、以前はそういうことはなされておらなかったというふうに聞いております。議会の開会で議案を提案いたしますから、皆さんに既にお配りしている各議案ごとの提案理由を読み上げるとか、また、出張や会議の報告はされていたようですけれども、毎議会ごとにこうして直接自ら町政の運営状況の報告をするということについては、多分、就任以降だ

というふうに思います。県内の市町でも同じように毎定例会ごとに首長が直接なされているところもあるようですが、なされていないところもあるということでありますし、今日、たまたま何回やったかなと数えてみましたら43回目ということで、この間、議員の皆様方とも情報を共有し、また、課題も共有しながら町政を進めさせていただいたんだなということを改めて思ったところであります。

今日は朝から雨やったですね。実は所信表明の中でも少し渇水対策のことも触れようかと思ったんですが、恵みの雨だというふうに思いますので、渇水対策はここの場では割愛をさせていただいていいかなというふうに思います。

今回、９月議会ということで、特に決算特別委員会が予定をされておりますし、また、義務教育に関する特別委員会も予定をされております。さらに言いますと、今回、議会のお取り計らいで、江北町としては初となります休日議会、あした、あさってで開催をされるということになっておりますものですから、いつの議会にもなく非常に盛りだくさんであり、長丁場になるかと思いますけれども、改めてよろしくお願いをして、町政の運営状況に入らせていただきたいと思います。

６月議会が終わって、７月、８月ということになりました。大変暑い夏でありましたけれども、少しこの夏の総括みたいなことでお話をしたいというふうに思います。

先ほど皆さんと共に黙禱をささげましたけれども、大変残念ながら、今年もといいましょうか、今年はといいましょうか、災害の夏だったと言わざるを得ないと思います。７月28日16時27分でしたけれども、熊本地方を震源とする震度７の地震が発生をしました。ちょうど私は役所で執務中でありましたけれども、いろいろ見聞きはしているものの、やはり突然の揺れに対してはなかなか思うような行動は取れないんだなということを改めて感じましたし、町にとってはといいましょうか、熊本地震、ちょうど2016年４月14日が前震で、16日が本震と言われるようになりましたけれども、10年たってのまた大きな地震ということになりました。

今回、江北町でも震度４を記録したものですから、震度４を計測した時点で江北町としては対策連絡室が自動設置、その後、速やかに情報共有、また、現地の確認など、対応してきたところであります。

改めてではありますけれども、今回犠牲になられました皆様方に御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

佐賀県全体としては今回の地震については深刻な被害はなかったということで、現在、各市町、また、佐賀県は熊本地方の被災支援のほうに動きが移っておりまして、佐賀県としては氷川町の支援を行うということで、現在、県を中心として各市町でも支援体制を組んでいるところであります。本日現在、江北町としても職員２名、１名は既に戻ってきておりますけれども、現に今、現地のほうで従事をしている職員が１名おりますものですから、本日現在、江北町役場としては２名、これと別に、社会福祉協議会からも職員１名が昨日から派遣をされているということで、社協も合わせますと、今３名の役場職員、社協職員が被災地の支援に当たった、もしくは当たってくれていることになります。もちろん被災者に寄り添い、被災地の支援に赴いているわけですけれども、実際帰ってきた職員に聞きますと、ある意味、大変得るものも多かったと、気づきも多かったということを言ってくれております。やはりこうしたことを町としてもしっかり生かしていくことも大事なんじゃないかというふうに思っております。

また、地震とは別に、８月13日、お盆のときだったですかね、千葉県で豪雨が発生をいたしまして、線状降水帯が発生をして、本当に僅か数時間のうちに辺りは浸水、冠水をし、立ち往生、また、車も使えなくなるということで、深刻な被害が発生をしましたし、その後、８月27日から30日ですけれども、石川県、富山県、またその後、福井県で同じように豪雨災害に見舞われたところであります。

大雨、台風というのはある程度予測ができるものですから、きちんと備えることができるけれども、地震というのは突然発生をして、また、ダメージを受けてからの対応ということになるから、私はどちらかというと地震のほうが難しいなというようなことを思ったりしておりましたけれども、今回の大雨の被害を見ると、先ほど申し上げましたように、本当に突然、そして、僅か数時間のうちで深刻な被害を与えてしまうということを考えますと、やっぱり地震も大雨もあまり区別はないなと。言ってみれば大雨の地震化というんですか、やはり地震的な大雨になってきているんじゃないかということを改めて思いました。今回、大雨災害でも亡くなられた方もおられます。併せて御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災者の皆様方にもお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、やはりこうしたことを他人事にしないということが大変大事だと思いますし、我が町においても起こり得ることだと思いますし、実際、令和元年、３年には江北町も大雨災害に見舞われたこともあります。くしくも９月１日は防災の日でもあ

りましたし、今回、防災関係の一般質問もいただいておりますものですから、ある意味、江北町の現在地とでもいいましょうか、そしてまた、これからの進むべき、また、取り組むべきことについて、ここでもう一度議会の皆様方とも共有をさせていただければというふうに思っています。

それともう一つは、熱中症対策であります。江北町ではほかの市町に先駆けまして、熱中症、この暑さというものを災害の一つというふうに位置づけ、地域防災計画の中にも明記をいたしました。取組そのものは令和５年度からですけれども、本格的な取組を始めたのは令和６年度からになりますので、今年はちょうど３回目ということになります。

少し過去の数字も見ておりましたら、７月、８月ですから62日間あるわけですけど、７月、８月だけで34回、熱中症警戒アラートが発令されております。ちなみに、昨年が32回、そして、その前の本格的な取組を始めた令和６年度が33回ということで、言ってみれば７月、８月、２か月については２日に１回は熱中症警戒アラートが出ているし、出ずとも猛暑、酷暑の日々が続いたということであります。

ちなみに、令和４年は15回、令和５年は19回なんですよね。ですから、令和５年と６年の間に約２倍ぐらい、このアラートの発令の回数が違うということは、もしかすると、この暑さというんですか、この辺りに気象状況の変化の潮目みたいなものがあったのかもしれないなというふうにも思っております。

江北町では特に令和６年度からは各区にも御協力をいただいて、熱中症避難所ということで、各区の公民館の開放をしていただきました。今年度は15地区に御協力をいただいて、開設をされた公民館の数でいけば14か所ということになります。これも以前は熱中症警戒アラートが出た日はとしていましたけれども、今申し上げたように、もう日常的に暑い夏でありますから、アラートが出る出ないに関係なく、この一定期間には開設をしていただきたいということでお願いをしまして、この７月、８月の２か月間で約3,600人の方が御利用をいただいたということになります。ちょっと全ては回れなかったんですけれども、実際、熱中症避難所の様子を見て回らせてもらいました。３年目になりまして、以前はとにかくこの暑さをしのぐということで、言ってみれば所在なげに公民館の中で涼んでおられたような光景が多かったんですけれども、やはり同じ過ごすならということで、いろいろ区でも工夫をしていただいて、いろんな活動をしていただいているところがありました。中には、今度またモチノキ杯、ｅスポーツの大会があるものですから、その事前練習に皆さんで取り組んでお

られるところもありましたし、中には健康マージャンをされているところもありました。聞きますと、今まではグラウンドゴルフとかゲートボールをやっていたけど、最近、習って、みんなでマージャンをやっているというところもありましたし、それこそ、ちょうど甲子園の試合をみんなでテレビ観戦をされているところもありました。中には、私が公民館を上がっていくと真っ暗していたんです。しーんとしているものですから、がらがらと開けたら、高齢の女性の方が５人ぐらい昼寝をされていたので、一瞬どきっとしたんですけど、そういうふうに本当に区のほうでもいろんな工夫をしていただいて、３年目にして、この夏の熱中症避難所というのも大分定着してきたんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど、もしかすると令和５年、６年が潮目だったんじゃないかというふうなことを申し上げましたけれども、残念ながらこういう状況がこれからまさに新しい日常なのではないかなというふうに思っております。なので、言ってみれば対症療法的な取組とか一過性ではなく、これを前提として、新しい暮らし方とか、また、新しい在り方そのものをやっぱり見直す時期に来ているのではないかなというふうに思っております。これは先ほどの地震や大雨も一緒ですけれども、もちろん防災力を高めるということもしっかりやっていきますけれども、やはりそれだけではなくて、これを新しい日常として、前提として、我々の暮らし方の再構築ということもこれから必要なんじゃないかなというふうに思っております。

江北町としては、新しい時代の新しい仕組みづくりということを申しておるものですから、ぜひそうしたことについても積極的にまた町民の皆さんにも提案をしていきたいというふうに思っております。

次に、物価高騰対策について少しお話をしたいと思います。

６月30日でしたけれども、臨時議会を開会させていただいて、江北町としての物価高騰対策の事業、議会からも承認をいただきました。

物価高騰対策につきましては、江北町としては、暮らしを守る、健康を守る、産業を守る、学びを守るという４つの柱を立てて、それぞれに応じた対策を、適切な時期に適切な支援をやっていくという方針を立てまして、議会の皆様方にも共有させていただいて、これまで国の交付金を活用してやってきました。

実際、令和８年１月、これは臨時議会でしたけれども、それと、令和８年度の当初予算、それと、令和８年６月定例会の補正予算、それと、今申し上げました６月30日の臨時議会と、計４回にわたりまして個別の事業を承認いただいて実施しているということで、事業規模と

しては１億9,800万円ほどでしたけれども、物価高騰対策としては約２億円の事業をこれまでやってきたということになります。

特に、直近の６月30日の臨時議会で提案をさせていただきましたのが省エネエアコンの購入補助、また、農業者、そして、商工事業者に対する継続支援、それと、今度は区の活動を維持するということで、各区に対しても補助を行わせていただいたところであります。

省エネエアコンについては、ちょうど2027年に新しい基準が適用されるというようなこともありまして、特に、この暑い夏でもありましたので、住民の皆さんの関心も大変高く、それこそ暑い中でずらっと並んで、当日の受付が正直混乱するのではないかということも少し懸念をしておりました。ですから、混乱防止、熱中症防止ということも念頭に置きながら事務としては進めさせていただきましたけれども、大変好評でありましたので、結果的には８月３日に購入までを済ませておられる方ということで締め切らせていただくことになりました。その後も当然申請をいただいておりますけれども、９月２日現在、353世帯、台数でいきますと379台の購入に対して支援をさせていただいたということであります。

少し中身を調べてみますと、いわゆる2027年基準のエアコンを購入された方が55％、当然それ以前のものも販売されているものは購入、使用はできるものですから、それ以外のものが45％ということで、2027年基準のがやや多いということになりました。議会のほうにも了解をいただきまして、今回、この不足分については専決をさせていただきましたけれども、もちろん今から購入をという方もおられたというふうには思いますが、残念ながら予算の限りということで締め切らせていただきましたけれども、今回、補助金はもらえると思って既に購入はしたが、補助金がもらえないというところを一番心配しました。我々の中では期待購入者というようなことを言っておりましたけれども、ここも議会にも御理解をいただいたものですから、締め切るという前に既に買っていただいた方に対しては補助ができるような仕組みにできたのはよかったんじゃないかなというふうに思っております。

それと、これはまだ継続中ですけれども、農業者、また、商工事業者に対する支援も併せて実施をさせていただいております。現在、農業者については、260世帯のうち204世帯から申請をいただいておりまして、申請率でいきますと78.5％、約８割の方は申請をいただいているということであります。ただ一方、商工事業者の皆さん方の申請率が今のところ66.3％ということになっております。法人、個人それぞれありますけれども、合計で520件のうち、現在申請をいただいているのが345件となります。せっかくというとちょっとおこがましい

ですけれども、それぞれの事業の継続をということで町のほうでも予算を準備させていただいているものですから、今日は商工会からも傍聴に来ていただいております。ぜひ会員の皆様にもお声がけをいただいて、活用いただくようにお願いができればというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

町としては適切な時期に適切な支援をということで進めてまいりました。今の時点で実は既に内示を受けている国の交付金はフルに活用をした状態ではありますけれども、さりとて、こうした対策を止めるわけにはいきませんので、これからもどうしたところにニーズがあるのか、そうしたことも引き続きしっかり考えていきたいと思っておりますが、先ほど新しい日常というようなことを申し上げました。じゃ、こういう価格高騰が解消する展望がなかなか抱けないということであれば、これも残念ながら一つの新しい日常として、先ほどのいろんな見直しといいましょうか、やはりそうしたことも考えていく必要があるのかなという問題意識を持っておるところであります。

次に、これは夏というか、今年度ということではありますけれども、町のほうでもいろんな取組をやっております事業の進捗状況ということで少し御報告をしたいと思います。

まず１つは、今年度からスタートいたしました町営タクシー事業であります。

正直言いますと、そういえば町営タクシーをしていたよなと思い出すぐらい、ある意味、浸透しているというんですか、事業開始当初はいろいろごたごたもありましたけれども、今回、ドライバーをはじめ、スタッフの皆さん方もしっかりやっていただいて、大変定着をしたなという印象を持っております。

ちなみに、８月末現在での登録者の数は175名です。ただ、新しい登録者は、当初ほどではなくて、時に数件程度というぐらいに落ち着いてきています。やっぱり一番多いのが、免許返納をしたときに併せて町営タクシーの登録をされるという方が多い印象であります。この175名の方全てがお使いいただいているわけではなくて、実利用者でいきますと102名の方、58％になります。ですから、約６割ぐらいが実際に少なくとも１回以上利用をしておられるということになります。

いろいろお聞きをしていますと、今はまだ大丈夫だけれども、やっぱり将来的なことを考えると大変不安なので、今のうちに登録をしておきたいという方もおられるものですから、実際今使っておられる方は58％の102名だということです。

４月以降の運行回数が延べ1,209回ということになりますものですから、１人当たりに直

すと大体10回ぐらい利用をしていただいているということですので、単純に往復をされているとすると５回ぐらい使っておられるということなんですが、この利用頻度も大分人によって違いまして、まだ１回しか使っておられない方もおられますし、月に１回程度の利用もおられますし、中には８回限度があるものですから、毎月フルに８回、言ってみれば週に１回お使いいただいているというようにケースはまちまちですから、一概に１人５往復という言い方はできませんけれども、直しますとそうした数字になります。

先ほど申し上げましたように、登録者そのものは微増の傾向でありますけれども、ただ、利用回数そのものはまだ今も増えてきております。全体的には町営タクシーも半月で普及、定着の傾向にはありますけれども、もちろんこれから新しくそういう必要に迫られる方もおられますものですから、そうした告知等については引き続きやっていきたいというふうに思っております。

それともう一つは、今年度からごみ収集の体制を見直しさせていただきました。収集の頻度、また、場所について大幅な見直しをさせていただきましたし、それに先立つ令和７年度からは、これは九州で初めてということだったそうですけれども、容器包装プラスチック、製品プラスチックを合わせたところの再製品化事業にも取り組み始めましたが、特に、この８年度からはごみの捨てやすさというのはちょっと語弊があるかもしれませんけれども、そうしたことも見直しをいたしたところであります。

その結果、そうした取組を実施する前の令和６年度と今年度、令和８年度、ちょっと途中までですけど、比較をしますと、町全体で可燃ごみは５％減っております。恐らくプラスチックごみ、資源物のほうに回ったんじゃないかなと思いますが、これが思わぬ効果で、可燃ごみが減ったのは５％なんですけど、プラスチックごみの収集量は50％増えましたので、1.5倍になりました。この分が単純に燃やされるのではなくて、再製品化に回っているということで、町民の皆さんの御理解、御協力の下に進めていることですけれども、改めてお礼を申し上げたいというふうに思います。

ちなみに、江北町における町民１人の一月当たりの可燃ごみの量がどのくらいかお分かりですかね。計算しましたら、１人が一月に出す可燃ごみは今のところ江北町は12.3キロであります。同じ西部広域環境組合に属しているほかの市町も調べてみますと、やはりプラスチックごみの分別をしていないところなどは14キロとか16キロというところもありました。もちろんいろんな要素はあると思いますけれども、今申し上げました12.3キロというのは近

隣市町の中では最少レベルであります。小さな町ではありますけれども、言ってみれば地球の一員でありますし、やはり環境保護というのは、江北町、小さな町でもできることがあるということで始めたことではありますが、町民の皆さんの御理解と御協力の下に進めていることでありますので、ぜひ引き続きよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それと次には、これは事業の進捗というよりも、前、議会の中でも御報告を申し上げました。幾つか今ある町の課題についてもきちんと結論を出したいというようなことで申し上げまして、特に、そのとき申し上げましたのが、１つが江北町の施設の在り方と、もう一つは、義務教育学校の在り方については早めに結論を出したいと申し上げまして、施設の在り方については、山下副町長をトップにこれまで庁内で検討を進めてきてくれましたし、義務教育学校については牟田教育長が、町外、県外の事例も含めて、教育のプロとして今回検証していただきました。

施設については、今回、議会終了後の恒例の重要施設等説明会の中でも詳しく御報告をしたいというふうに思いますし、今回、一般質問もいただいておりますものですから、その中でも考え方は補足ができればと思いますけれども、ここでは方針だけ申し上げます。

今、町として持っている、今回、方針として決めましたことが、まず、議論をしたのが同じ敷地にある４つの施設です。それはＢ＆Ｇの体育館、それと、プールとトレーニングセンター、これは１つということにしていますけれども、それと、老人福祉センターと全天候スポーツ広場、言ってみればこの４つについて今回検討を進めてもらいました。

結論を先に言いますと、この中でいきますと、全天候スポーツ広場は改修をして維持はしつつ、一方で、それ以外の施設については、時期はばらばらですけれども、廃止をしたいというふうに思っております。というのも、以前も申し上げましたけれども、やはりこれからの改修と維持のコストと、もちろん解体のコスト、それだけではなくて、今の利用状況、また、これからの利用の見込みなども勘案して、今申し上げましたとおり、全天候スポーツ広場以外については廃止をしたいというふうに思っております。

ただ、老人福祉センターを廃止することについては、老人会などからもいろんな存続を求める声もいただきましたので、すぐに廃止ということは控えておきたいというふうに思います。御存じのとおり、あそこは社会福祉協議会に指定管理をしてもらっておりまして、指定管理が令和11年度末まであるんですよね。ですから、少なくとも令和11年度末までは維持をしていきたいというふうに思っておりますし、Ｂ＆Ｇについても、Ｂ＆Ｇとのいろいろな手

続が必要になります。ですので、こちらについても令和９年度末までは維持をしていきたいと。維持といっても使えない施設もありますけどね。その上での廃止ということを考えたいと思いますし、先ほど申し上げましたけれども、全天候スポーツ広場、大分老朽化も進んでおりますが、ほかの施設にはない、ある意味、江北町らしい施設でもありますので、併せてこうした改修、機能強化ということも検討していきたいというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、今回の一般質問、または議会後の重要施設の説明会等でも、こうしたことを基にまた議論ができればというふうに思っております。

義務教育学校については、先ほど申し上げましたけれども、教育のプロである牟田教育長に、その評価については一任をさせていただきました。この夏、本当に熱心に研究、また、実際足を運んでいろんなところにも赴いていただいて調査もしていただきました。これまでの経過ももちろん整理をしていただきましたし、ポイントの洗い出しであるとか、また、そうした事例についても関西の複数箇所に行っていただいたということで、今日、この後、教育長から所信表明といいましょうか、方針についてはここで御説明をしてもらいたいというふうに思います。

それにあわせて、既に議会の皆様方とは共有をさせていただいておりますけれども、幼児教育センターについて、これまでよりも質の高い子供たちへの保育サービスを提供するために、言ってみればハイブリッドといいましょうか、いいとこ取りといいましょうか、公私連携という運用形態を導入したいということで教育委員会のほうで準備を進めてもらっています。こうしたことについても併せて教育長から報告をしてもらいたいというふうに思います。

先ほど夏の総括ということで災害のお話をさせていただいたりしましたけれども、実は江北町にとっては大変いいこともあったなというふうに思っています。

１つは、子供たちの活躍といいましょうか、大変よかったなと思います。今年はスポーツの町宣言50周年ということでありますけれども、まさにスポーツの町宣言50周年に花を添える快挙を成し遂げてくれたなというふうに思います。

１つには、中学校男子バスケット、江北町史上初の全国大会出場をしてくれましたし、また、リバイバルに所属しているサッカーの子供たち、または男子陸上、これは白石アスリートクラブに所属している子供たちですけれども、全国大会に出場してくれました。全国大会とはいわずとも、陸上の女子、または空手道クラブが九州大会に出場してくれましたし、中体連以外でも、これは黄城ボーイズという野球チームの一員として全国大会に出場してくれ

た子供たちもいますし、小学生でもバレーのこうほくハイキュークラブ、または江北少年剣道クラブなどが大変活躍をしてくれました。１つ言い忘れておりましたけれども、今回、夏の全国高校野球佐賀県代表で佐賀商業高校が出場されましたけれども、何とこの中に２名も江北町の高校生が、しかも、１人はキャプテンの古川君、それと、野﨑君、２人が佐賀県の代表として出場してくれたのは江北町としても大変誇らしかったなというふうに思います。非常に不透明さの増す時代ではありますけれども、やはりこういう子供たちの活躍は江北町にとって大変元気を与えてくれることだったなと思います。

もう一つは、今回３回目となりましたオーストラリアとの交流事業、子供たちが８月11日から17日の１週間、オーストラリアに行って交流体験をしてきてくれました。こうしたことも、未来への投資というと何か非常に小さな感じがしますけれども、本人たちにとってはもちろんですけれども、町にとっても大変大事なことだったんじゃないかなというふうに思いますし、ぜひこうしたことについても継続的に進めてまいりたいと思います。

それともう一つ、最後にしますけれども、よいことがあったとすればといいましょうか、これも恒例になりましたけれども、大東建託さんが発表をされております全国住みここちランキング、これは2019年から調査が始まっておりまして、既に100万人以上を対象にアンケートを実施されております。今年が８回目というふうに聞いておりますけれども、先日発表されました中で、江北町は住みここちランキング県内２位となりました。この２位というのは実は３年連続２位と。それ以前はランク外でしたけれども、ここ３年間、県内２位ということになりました。実は担当課から第一報を受けたときは、いやいや、もう２位も３回目だから何か手放しで喜ぶのもねと強がりも言ったりしていたんですけど、じわじわといいましょうか、やはり客観的な指標に基づいて評価をいただいて、県内２位というのは大変ありがたいなというふうに思っております。

ただ一方で、なかなかやっぱり１位というのは難しいんだなというふうに思います。別に江北町だけがいいことをしているわけではない、言ってみれば善政競争を繰り広げているものですから、いろんなことをやったとしてもなかなか１位にはなれないなと。そういう意味では本当に１位というのは大変難しいなということを思っています。

私自身、実は任期があと１年半ほどになりました。ぜひここでギアを１段上げて、１位を目標にまた町政を進めてまいりたいなというふうに思っておりますが、言ってみれば私だけの能力とか、私だけの何かの行動でそういうことができるわけではありません。ちょっと言

い過ぎかもしれませんけれども、江北町が住みここちランキング１位になる鍵は、我々役場全体の質の向上だというふうに私は思っています。というのは、もちろん今、民間でもいろんな活動をしていただいていますが、やはり役所、役場というところは、いろんな政策の源泉であり、また、事業の原動力だというふうに思っておるものですから、私も任期僅かあと１年半ということになりました。繰り返しになりますけれども、ぜひ住みここちランキング１位、何か１つやれば１位になるわけではないので、やはり総合力を高めるということが大事だというふうに思っておるものですから、ここにおられる議員の皆様方と共に、そして、何よりも職員のみんなと共に、ぜひここでまたギアを上げて町政を推進してまいりたいことをここでお約束を申し上げて、今回の所信表明に代えさせていただきます。

今議会もどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○井上敏文議長

町長からの報告が終わりました。

続きまして、教育長からの報告を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

おはようございます。先ほど町長からもございましたけれども、教育委員会として、現在進めております幼児教育センターの公私連携に向けた取組及び義務教育学校化の方針について御報告いたします。

まず、幼児教育センターの公私連携に向けた取組でございます。

幼児教育センター江北保育園につきましては、来年、令和９年４月から公私連携保育所型認定こども園に移行する予定としております。町と運営法人とが連携して、幼児教育センターの理念を引き継ぎ、円滑な事業移行に努めてまいります。

続いて、義務教育学校化に向けた方針についてであります。

まず、これまでの経緯について御説明いたします。

江北町立小・中学校の義務教育学校化に向けた方針につきましては、令和４年10月から江北町における義務教育のあり方検討会において検討してまいりました。当時は教育課題の解決や子供たちの教育環境の向上が図られることが確認できたことから、施設一体型の義務教育学校の整備を前提として検討を進めていました。検討の結果、令和５年３月に江北町義務教育学校（仮称）基本構想を決定し、施設一体型の義務教育学校、建設予定地は江北中学校

敷地内、令和10年４月開校を示したところです。その後、開設準備を進める中で、社会情勢や学校施設を取り巻く環境の変化等を受けて、令和６年３月議会におきまして、施設一体型である必要性、建設場所の妥当性、建設コストの高騰、開校時期の妥当性などについて再検討を開始すべきとの意見が出されたところでございます。

また、義務教育学校化について方針を決定する前に解決すべき４つの教育課題があることが明らかになったことから、これらの解決に令和７年度から令和９年度の３年間で重点的に取り組むこととといたしました。

今回、教育課題への対応に一定のめどがついたことから、学校施設整備、いわゆるハードの整備を前提としない義務教育学校制度導入の可否について改めて整理することになり、今日に至っております。

ところで、私自身、これまでの教育経験の中で、校種は若干異なりますが、中高一貫教育校の校長として、施設一体型の県立致遠館中学校・高等学校と施設分離型の県立武雄青陵中学校・武雄高等学校の両方の運営に関わってまいりました。江北町における小中一貫教育である義務教育学校についても強い関心を持っていたところでございます。本当に江北町の子供たちにとって義務教育学校にしたがいいのかどうか、一貫教育のメリット、デメリットを含め、これまでの経験を踏まえて改めて考え抜いて、教育長として今議会で義務教育学校化に向けた方針を表明するものでございます。

次に、義務教育学校の評価について御説明いたします。

義務教育学校は小学校６年間と中学校３年間を１つの学校として運営する学校であり、９年間を見通した系統的な教育が可能となり、児童・生徒の発達段階に応じて柔軟な教育課程を編成できることが制度上の大きな特徴です。中１ギャップの解消や小学校段階で教科担任制を導入することができるなど、一定の教育効果があると言われております。

一方で、現在の小学校、中学校と同様に、学習指導要領に基づく教育を実施することに変わりはありませんので、教育効果を高めるためには、施設環境や教職員の連携、地域の理解などが重要な要素となります。

いずれにしても、平成28年の学校教育法改正により制度化された義務教育学校は、従来の学校制度と選択的に導入できる制度であり、メリットといたしましては、１人の校長の下、教育方針が共有しやすいこと、９年間の柔軟な教育課程の編成ができること、小中の交流が増え、上級生としての意識が高まること、学校規模が大きくなり学校全体の活気が維持でき

ることなどがあり、一方、デメリットとしては、管理職の人数が減り、業務量が増加すること、時間割の調整が複雑になること、乗り入れ授業による教員の負担感が増加すること、学校規模が大きくなり一人一人に目が行き届きにくくなることなどが挙げられます。

次に、義務教育学校の設置状況について説明いたします。

全国には令和７年の段階で国公私立合わせて261校の義務教育学校が設置されております。詳しく分析いたしますと、設置目的につきましては、全体の９割以上は少子化に伴う学校統廃合と併せて設置をされております。すなわち児童・生徒数の減少により学校規模の維持が難しくなった地域において、学校統合によって学校の適正規模を維持するため、新校舎を整備し、義務教育学校を設置する流れがほとんどでございます。県内では玄海町立玄海みらい学園、多久市立東原庠舎の３校、大町ひじり学園などが該当いたします。

次に、施設の状況につきましては、施設一体型が圧倒的に多く、施設隣接型、施設分離型はごく一部にとどまっているということであります。

続いて、義務教育学校の方針検討の参考にするため、今年７月に施設隣接型と施設分離型の義務教育学校を視察してまいりました。いずれも導入後10年程度経過した、言わば仮に江北に義務教育学校を導入した場合の10年後の姿と言える学校です。

まず、東大阪市立池島学園でございます。小・中学校の配置は江北町とほぼ同じで、道路を挟んで小学校と中学校が隣接しております。中学校のほうに空き教室があり、年間20日間程度、小学校６年生が中学校で授業を受けております。行事等の実施につきましては、移動の負担を考慮して、中学生が小学校のほうに移動して合同で実施しているということです。

東大阪市は人口48万人の中核都市であり、人事面や教員の加配措置など、支援を単独で継続して行っていると伺いました。

次に、京都市立東山泉小中学校です。複数の小・中学校を統廃合して１年生から５年生までを教育する前期課程の学校を新設、後期課程は、中学校の既存校舎を改修して、６年生から９年生までの４学年を教育しております。両校舎間が650メートル離れており、移動に時間がかかることが難点と伺いました。部活動については、両校の校舎が有効活用できるということも伺ってきたところです。

ここで教育委員会としての結論を申し上げます。

全国の事例を整理いたしますと、本町のような施設隣接型で義務教育学校を導入する場合、一定の条件があることが分かりました。校舎間の距離が近いこと、十分な空き教室があるこ

と、これは最低１学年分以上でございます。共有できるスペースがあること、使用する校舎が比較的新しく、当面支障なく使えること、学校規模が過大にならないことでございます。こうした条件を江北町に当てはめ、慎重に検討し、次のような結論を得ました。

義務教育学校は９年間を見通した教育を推進する上で有効な制度であり、本町においても将来的な選択肢の一つであると考えます。しかしながら、義務教育学校の導入を検討するに当たっては、施設整備などのハード面と教育活動や学校運営などのソフト面を切り離して考えることはできません。こうしたことから、現段階で江北小学校と江北中学校を統合して義務教育学校へ移行することは適当ではないと考えます。

理由といたしましては、校舎間の移動に時間がかかる上に、どちらにも十分な空き教室がないこと、義務教育学校化した場合、学校規模が大き過ぎてきめ細やかな指導が困難になること、教員の多忙化が進むことなどが挙げられます。

義務教育学校での勤務経験のある先生方から学校を通じて聞き取り調査を行いましたが、学校規模の小さいところでは生徒の９年間の成長が見えてメリットがありますが、江北町のように規模が大きいところでは、現状のまま施設整備を切り離して制度のみを導入しようとすると、デメリットはそのまま残り、メリットが薄くなってしまうという意見が大半を占めていたことを申し添えたいと思います。

最後に、今後の取組について申し上げます。

今後は、現在取り組んでいる校舎の修繕改修を行いながら学校施設の有効利用を継続するとともに、将来の児童・生徒数の推移や学校施設の更新などを継続的に検証して、義務教育学校化の必要性については改めて検討を行うこととしたいと思っております。１つの目安といたしましては、全ての学年が２学級規模となる時期などが想定できます。

以上、検討結果を申し上げてきましたが、これまで江北町で義務教育学校について時間をかけて検討してきたことは決して無駄な時間ではなく、江北町にとって義務教育学校のメリット、デメリットを明らかにすることができたと思っております。

義務教育学校に向けて様々な観点から御意見をいただいた皆様方に感謝を申し上げ、引き続き現在の小・中学校で学ぶ児童・生徒を第一に考え、教育効果を最大限発揮できるよう、教育委員会といたしましても小・中学校を指導、支援していくことを約束し、所信表明といたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

以上、報告が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第１　会議録署名議員の指名について

○井上敏文議長

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において１番酒井明子議員、２番古賀里美議員、３番田村康議員を指名いたします。

日程第２　会期の決定について

○井上敏文議長

日程第２．会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から９月15日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月15日までの12日間と決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりでございます。

なお、今期定例会につきましては、江北町では初となります休日議会として、９月５日土曜日と６日日曜日に一般質問を行いますので、議員の皆さん、執行部の皆さん、よろしくお願いいたします。

日程第３～第14　報告第４号～議案第49号

○井上敏文議長

日程第３．報告第４号から日程第14．議案第49号までを一括上程いたします。

議案を朗読させます。大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島浩二）

（朗読省略）

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案をいたしました議案の提案理由を申し上げたいと思いますが、先

ほど冒頭、私から、そして、教育長から所信表明ということで御説明をさせていただきました。今から行う提案理由の説明というのは、既にお手元にお配りをしておりまして、あらかじめ印刷もされておりますが、自分の所信表明、それと、先ほどの教育長の所信表明、それぞれ自分で作ったものであります。教育長はきちっとワープロで打ってありますが、私は毎回手書きで、何を言わなければいけないかなと。そういう意味では、この所信表明というのは私にとっても、特に、今回は教育長にとっても、自分自身の考え方を具体的に言語化してお伝えをするという大切な機会だというふうに思いますし、特に、私も今回のことはプロである教育長にお任せをしましたものですから、改めてお聞きをして、先ほどの経験であるとか、見識の、言ってみればすごみを改めて私も感じたところでありましたし、私も負けちゃならんなと改めて思ったところです。

ここからは、今回提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げますけど、ぜひ確認しながら進めていければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、報告第４号　令和８年度江北町一般会計補正予算（第３号）の専決処分についてであります。

緊急に予算の補正を行う必要があった３事業について、地方自治法第179条第１項の規定により令和８年８月21日に専決処分を行いましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

毎月21日、議員例会の日ということで、議員の皆様方にはその中で御報告をした上で、今回、専決処分をさせていただいたものであります。

１つが、家庭用省エネエアコン購入支援事業929万６千円であります。物価高騰対策事業として８月３日から申請の受付を開始した家庭用省エネエアコン購入費補助金について、既に申請をいただいていた分、また、今後申請が見込まれる分の早期支給をするために専決処分をいたしました。

また２つ目に、江北中学校部活動大会出場奨励補助金610万円であります。江北中学校の中体連九州・全国大会出場に伴う奨励補助金を早期に支給するために専決処分をさせていただきました。

３つ目、令和８年熊本地震支援事業291万８千円であります。佐賀県及び県内市町とが連携して行う令和８年熊本地震の被災地支援に係る職員旅費等の費用であります。

これらの補正予算については、1,831万４千円を増額し、歳入歳出予算総額を82億3,115万

５千円とするもので、これに伴う財源は、ふるさと応援基金繰入金及び一般財源であります。

次に、議案第39号　公益的法人等への江北町職員の派遣に関する条例であります。

地方自治体が公益的法人等に職員を派遣する場合には、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、条例において必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

この条例については、先ほど教育長からも報告がありましたけれども、令和９年度から取り組む予定にしております幼児教育センターの公私連携に伴う手続でありますので、その後の廃止条例と併せて御議論いただければと思います。

次に、議案第40号　江北町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例であります。

地方自治法施行規則の改正に伴い、本条例で引用している条項の改正を行うものであります。

次に、議案第41号　江北町幼児教育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例であります。

令和８年５月12日に開催された定例教育委員会において、江北町幼児教育センターについては、多様化する保育ニーズへ柔軟かつ迅速に対応し、継続的かつ安定的に質の高い幼児教育・保育の提供を図るため、公私連携化することと決定がなされました。

この方針に基づき公私連携法人を公募したところ、小規模保育所なのはなを運営する江北町社会福祉協議会から応募があり、選考委員会による審査を経て、同法人が公私連携法人の候補者として選定をされたところであります。

また、８月４日に開催された定例教育委員会においては、この候補者を公私連携法人とする旨の決定がなされました。

これにより、令和９年４月１日から江北町幼児教育センターを公私連携型の保育所型認定こども園に移行するために同センターを廃止する必要があることから、本条例を提出するものであります。

次、議案第42号　令和８年度江北町一般会計補正予算（第４号）であります。

今回の補正額は、１億1,596万６千円を増額し、歳入歳出予算総額を83億4,712万１千円とするものであります。

内容としては、役場庁舎の防災機能強化のため、避難路の整備及び駐車スペースの拡張に

係る設計業務が９月末までに完了することから、庁舎東側用地の用地取得費及び整備に係る工事費用等を計上しております。

次に、新規就農者が就農後の経営発展のために必要な機械等の導入を支援する事業に係る費用を計上しております。

また、農道西分５号線の水路護岸の崩落対策及び町道畑川～電車道線擁壁改修の設計業務が７月末に完了したため、改修に係る費用を計上しております。

また、令和８年６月の大雨により花祭地区及び観音下地区において発生した被害の災害復旧に係る費用を計上しております。

歳出の主なものとして、庁舎東側避難路及び駐車場整備事業7,655万２千円、新規就農者育成総合対策事業125万４千円、農道西分５号線護岸改修1,000万円、町道畑川～電車道線擁壁改修工事2,600万円、農地災害復旧事業79万８千円、農林地崩壊防止事業40万円などを計上しております。

補正予算の主な財源としましては、緊急自然災害防止対策事業債やふるさと振興基金繰入金、事業執行における県支出金などであります。

次に、議案第43号　令和８年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第１号）であります。

今回の補正額は、300万円を増額し、歳入歳出予算総額を１億5,442万６千円とするものであります。

補正予算の内容は、東古川排水施設の防水工事に係る工事請負費の増額であります。

議案第44号　令和８年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）であります。

今回の補正額は、150万円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ12億4,501万２千円とするものであります。

補正の内容は、国民健康保険税の歳出還付金の増額によるものであります。

次に、議案第45号　令和７年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和７年度の決算については、歳入総額76億1,332万5,283円、歳出総額72億1,540万4,269円であり、差引き３億9,792万1,014円の黒字となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源として5,708万４千円を差し引いた実質収支額は３億4,083万7,014円となっております。

歳入については、個人町民税が定額減税の影響により減収していましたが、前年度比5,680

万円増の４億4,300万円となり、また、法人町民税については前年度と比較して2,500万円減の5,490万円となっております。

ふるさと応援寄附金については、制度改正、米価高騰などの影響により前年度比6,400万円減の９億8,300万円となっております。

町債は、指定避難所であるネイブルとさわやかスポーツセンターの空調整備に伴う緊急防災・減災事業債で２億6,800万円を借り入れたことにより前年度比２億1,110万円の増額となっております。

次に、歳出です。

物価高騰対策事業です。

物価高騰の影響による住民生活の支援として、江北町元気クーポン券事業、配食サービス利用者支援事業、定額減税・調整交付金支給事業、子育て応援手当事業などを実施いたしました。

次に、子育て・健康づくり事業であります。

子どもの医療費の対象年齢を高校生年代までに引き上げ、その他各種医療費の完全無償化を実施、また、シニア脳活ゲーム事業による地域交流促進と認知機能維持を図るため、地域交流大会や他自治体とのオンライン対戦会を実施いたしました。

３つ目、安全・安心なまちづくり事業であります。

指定避難所であるネイブル、さわやかスポーツセンターの空調設備の整備やゲート操作員の負担軽減のため、４か所のゲートの電動化、町道東分～下惣線の冠水対策などに取り組んだところであります。

４つ目、農業者支援事業。

麦の生産性の向上に向けた営農技術や生産拡大に必要な農業機械の導入を支援する麦・大豆生産技術向上事業を実施しました。また、昨年導入をいたしましたラジコン草刈り機を水利組合、多面組織等16の組織で活用していただき、作業能率の向上に資することができました。

次に、教育支援事業であります。

教育支援センター「こあら」を開設し、児童・生徒や保護者に寄り添う相談、支援に取り組みました。また、小・中学校校舎の修繕を計画的に実施を始めたところであります。

そのほか、町営タクシーの運行開始に向けた準備や製品プラスチックのリサイクルを開始

し、廃棄物の適正処理を推進するなどの事業を実施いたしました。

予算執行における主な事業の詳細については、別冊の主要施策の成果報告書のとおりでありますので、御参考ください。

なお、議案第45号から第49号については、後ほど報告がありますように、監査委員の決算審査を終了しており、地方自治法の規定により議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第46号　令和７年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和７年度の決算額は、歳入総額１億7,080万3,981円、歳出総額１億6,877万8,865円で、歳入歳出差引額は202万5,116円の黒字となりました。

歳入のうち、基金運用益による財産収入が9,075万9,775円で、前年度と比較して約6,600万円の減となりました。

歳出については、前年度と比較して約7,840万円の減となっております。

なお、年度末の基金残高は86億3,206万円となりました。

議案第47号　令和７年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和７年度の決算額は、歳入総額13億7,997万2,619円、歳出総額12億9,515万1,870円で、歳入歳出差引額は8,482万749円の黒字となりました。

歳入のうち、国民健康保険税が２億1,543万8,381円で、前年度と比較して約190万円の減となりました。

歳出については、保険給付費の増額により、前年度と比較して約6,080万円の増となりました。

なお、令和７年度は調整基金に1,005万2,564円の積立てを行っており、年度末の基金残高は１億5,458万652円であります。

次に、議案第48号　令和７年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和７年度の決算額は、歳入総額１億7,905万8,914円、歳出総額１億7,867万2,487円で、歳入歳出差引残額38万6,427円は翌年度へ繰り越し、精算をいたします。

歳入のうち、後期高齢者保険料が１億1,795万9,400円で、前年度と比較して約940万円の増となりました。

歳出については、後期高齢者医療広域連合への納付金が主なもので、前年度と比較して約2,060万円の増となりました。

議案第49号　令和７年度江北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和７年度決算における利益剰余金は2,941万7,351円で、地方公営企業法等の規定により、その金額を企業債の償還に充てるための減債積立金として積み立てるものであります。

令和７年度の決算額につきましては、下水道事業収益が６億793万7,850円、下水道事業費用が５億7,852万499円で、当年度純利益が2,941万7,351円となっております。

資本的収支については、資本的収入が２億7,741万9,261円、資本的支出が４億5,412万68円で、収入額が支出額に対して不足する１億7,670万807円は、過年度及び当年度損益勘定留保資金、減債積立金等で補塡をしております。

支出の主なものは、公共下水道施設ストックマネジメント事業に係る委託料及び工事費で7,797万９千円、山口地区汚水管渠埋設工事752万5,100円、企業債元利償還金４億2,340万8,662円となっております。

以上が本議会に提案をした議案であります。

冒頭申し上げましたように、大変長丁場となりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

引き続き、議案第45号から議案第49号までは令和７年度会計の決算認定について提出されております。つきましては、監査委員から決算審査の報告を求めます。代表監査委員、伊東啓子さん、御登壇願います。

○代表監査委員（伊東啓子）

おはようございます。令和７年度決算審査の結果について御報告申し上げます。

この意見書につきましては、監査委員２名の合議によるものでございます。

それでは、お手元に配付されております意見書の１ページをお願いいたします。

それでは、審査の概要でございます。

審査の対象といたしましては、令和７年度江北町一般会計歳入歳出決算、あと、無資力臨

鉱ポンプ等維持管理事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算及び江北町一般会計及び特別会計決算に関する証書類その他政令で定める書類、令和７年度江北町定額運用基金運用状況調書を対象にいたしまして、令和８年７月９日から令和８年７月30日まで実施したところでございます。

審査の方法といたしましては、審査に付されました一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類並びに定額運用基金運用状況調書につきまして、下記の諸点に主眼を置き、伝票等と照合するとともに、関係職員の説明を聞き、さらに、これまで実施いたしました監査の結果も参考にいたしまして慎重に審査したところでございます。(1)から(5)まで、決算の計数は正確であるか等につきまして審査したところでございます。

審査の結果でございます。

令和７年度一般会計及び特別会計の決算の計数は、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき審査した結果、関係諸帳簿及び附属証拠書類と符合していることを確認いたしました。

事務事業につきましては、おおむね議決の趣旨に沿って執行されているものと認められたところでございます。

しかし、財務に関する事務の執行につきましては、誤った実施計画の提出等、事業執行において不適切な事案が見受けられました。前回までの決算審査、定期監査時の指摘等はほぼ改善されておりましたが、いまだ改善されていない事項もございました。

財政の運営につきましては、依然として厳しい財政状況ではございますが、各課の効率的な運営により、適正に管理されていると認められたところでございます。

また、基金の運用につきましては、その設置の目的に従って適切に管理、運用されておりました。

次の２ページから20ページまで決算の総括等を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

それでは、21ページをお願いいたします。

審査の意見でございます。

一般会計の収支状況でございます。

一般会計の決算収支は、歳入総額76億1,332万5,283円、歳出総額72億1,540万4,269円、歳入歳出差引額（形式収支）は３億9,792万1,014円となっております。この中から事業を繰り

越したことに伴い、その財源として翌年度へ繰り越すべき額5,708万４千円を差し引いた実質収支額は３億4,083万7,014円の黒字となっております。

実質収支は黒字でございますが、その中には町債の増加が含まれております。大きな事業を行う場合にはやむを得ませんが、計画的に町債については進めていかれたいと思います。

次に、歳入でございます。

歳入は、前年度と比較すると３億5,445万4,969円増加しております。これは主に繰入金や寄附金は減少いたしましたが、町債、地方交付税、国庫支出金等が増加したためでございます。

歳出でございます。

歳出は、前年度と比較しますと２億3,900万7,059円増加しております。これは主に土木費及び総務費は減少いたしましたが、消防費、民生費が増加したためでございます。

続きまして、特別会計の収支状況でございます。

特別会計の決算収支は、歳入総額17億2,983万5,514円、歳出総額16億4,260万3,222円で、歳入歳出歳出差引額は8,723万2,292円となっております。

事業の繰越しがなかったことに伴い、実質収支額も同様の8,723万2,292円となっており、３会計とも黒字となっております。

歳入につきましては、前年度と比較しますと1,595万510円増加しております。これは無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計は減少いたしましたが、あとの２つ、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計が増加したためでございます。

歳出でございます。

歳出は、前年度と比較すると301万353円増加しております。これも歳入と同様、無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計は減少いたしましたが、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計が増加したためでございます。

続きまして、22ページ、不納欠損・収入未済でございます。

一般会計の不納欠損額は157万9,603円で、前年度と比較いたしますと20万4,448円減少しております。これは主に固定資産税が59万500円の減少となったためでございます。

収入未済額は1,436万8,201円で、前年度と比較しますと251万1,410円減少しております。これは主に町民税が98万7,906円、固定資産税が96万6,970円減少したためでございます。

特別会計でございます。

不納欠損額は98万7,642円で、前年度と比較しますと57万242円増加しております。これは主に国民健康保険事業特別会計が52万7,442円増加したためでございます。

収入未済額は1,427万5,743円で、前年度と比較しますと101万9,551円増加しております。これは主に国民健康保険事業特別会計が増加したためでございます。

収入未済額の主なものは国民健康保険税でございます。

不納欠損につきましては十分な検討の上行われていると思いますが、単に徴収不能というだけで不納欠損処分をすることがないよう、その内容につきましては真に審査され、適切な債権管理を行い、慎重に手続を取っていただきたいと思います。

また、収入未済につきましては、昨年度と比較し、職員の徴収努力等により町税につきましては減少傾向ではございますが、公平な負担と自主財源の確保の観点から、引き続きその解消に努められるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めていただきたいと思います。

不用額でございます。

一般会計の不用額は３億1,398万5,731円で、前年度と比較しますと4,107万59円減少しております。減少はしておりますが、総務管理費、児童福祉費、社会福祉費、保健衛生費等は多額となっております。

特別会計でございます。

不用額は6,210万1,478円で、このうち、国民健康保険事業特別会計が92.4％を占め、5,741万130円でございました。この不用額は高額医療費が増加したため補正で増額したものでございますが、その後、減少したため不用となったものでございます。

不用額につきましては、経費の削減努力や契約差金など、予算措置の所期の目的を達成した上で生じるものがある一方、需要が当初の見込みを下回ったもの、事業が計画どおりに進捗しなかった等により未執行となったものも見受けられました。

限られた財源の有効活用を図るため、不用額の発生理由を検証し、予算計上時に所要経費の適切な見積りを行うとともに、各事務事業の的確な進行管理を行い、進捗が見込めない事業につきましては事業の終了を含めた見直しを行うなど、予算の有効かつ効率的な執行に努めていただきたいと思います。

続きまして、繰越額でございます。

一般会計の翌年度への繰越額は３億1,233万８千円で、前年度と比較しますと２億6,719万７千円増加しております。繰越事業の主なものにつきましては、新基本計画実装・農業構造

転換支援事業（杵島東部カントリーエレベーター機能強化）、また、災害対策費（避難所生活環境整備）等でございます。

特別会計の翌年度への繰越額はございませんでした。

昨年度の事故繰越事業につきましては、城ノ井排水施設も潅水機管理事業も令和７年６月までに全て完了しております。

繰越事業につきましては、繰越年度内に事業が完了するよう、契約履行管理体制の強化及び事業進行管理の徹底を図っていただきたいと思います。

自主財源でございます。

自主財源は27億6,842万1,641円で、前年度と比較しますと１億4,019万6,830円減少しております。令和７年度の歳入に占める自主財源構成比は36.4％となっており、前年度より3.7ポイント減少し、３年連続の減となったところでございます。

自主財源の確保は、これからの町の財政運営にとって喫緊の課題でございます。今後も職員一体となって取り組まれ、あらゆる工夫を凝らし、歳入の確保に努めていただきたいと考えております。

続きまして、財政指数でございます。

普通会計における財政指標は、実質収支比率は9.4％で、前年度に比べ1.5ポイント、経常収支比率は84％で、前年に比べ0.2ポイント、財政力指数は0.358で、前年度と比較しますと0.021ポイント、いずれも下落いたしました。

本年度はいずれも下落はしておりますが、安定的な財政運営とは認められております。しかし、いずれの指数も標準値の数値とは差があり、今後も継続して財政指数のさらなる改善に努め、持続可能な財政運営の実現を望むものでございます。

続きまして、公有財産でございます。

一般会計の土地及び建物、山林等につきましては前年度と増減はございませんでした。

物品でございます。

令和７年度の決算審査では、備品の管理が不適切なものが見受けられました。備品は公金で購入される町の財産でございます。庁舎及び関連施設におきまして保管される重要物品はもとより、それ以外の物品等につきましても、より適正な管理に努めていただきたいと思っております。また、貸付物品等につきましても、協定書等に基づき適正に処理をお願いいたします。

現存する備品と備品台帳を照合し、記載漏れがないよう適切に管理をお願いいたします。

指定管理者制度でございます。

公の施設の管理につきましては、協定書等で確認した諸条件どおりに事務手続が取られているか、事業報告の内容等について誤っていないか、貸付物品は適正に管理されているか等、基本協定書等に基づく指導、監督、審査を徹底していただきたいと思います。

令和７年度は、佐賀のへそ・ふれあい交流センターネイブルにおいて、協定書に基づく備品の取扱いが遵守されておらず、誠に遺憾でございました。

また、新たに指定管理者の指定を行う場合は、内容をよく精査し、慎重に見極めて決定していただきたいと思います。

特別会計の公有財産につきましては、前年同様となっております。

基金でございます。

基金残高は、積立基金、運用基金合わせまして150億9,983万4,124円となっており、前年度と比較しまして１億9,937万5,159円増加したところでございます。

続きまして、ふるさと応援寄附金でございます。

令和７年度のふるさと応援寄附金の件数は３万8,457件、寄附金額は前年度比6.1％減の９億8,313万6,300円でございました。昨年度に比べ6,300件、6,383万4,800円の減少となりました。基金への積立額は４億5,522万6,622円となっております。

減少の理由につきましては、ふるさと納税ポータルサイトによる独自のポイント付与が令和７年10月１日から完全に廃止されたことも一因と考えられますが、他の要因についても分析し、今後の寄附金増加のための参考としていただきたいと思います。

ふるさと応援寄附金は自主財源の中でも町税に次ぐ比率を占め、町財政において非常に重要な位置を占めております。

今後もふるさと納税推進事業を引き続き適正かつ効率的に運用され、関係法令等を遵守し、寄附金の確保を図り、安定的な財源確保に向けて尽力をしていただきたいと思います。

続きまして、財務関係事務でございます。

財務に関する事務の執行につきましては、おおむね適正に処理されておりましたが、今回の決算審査における主立った指摘事項は以下のような事案でございました。

重要な指摘事項といたしまして、交付金の申請額誤りについて、備品の管理が適切でなかったものでございます。

その他の指摘事項につきましては、補正後の流用等について10件、検討・提案事項につきましては、補助金の見直し等について２件を計上させていただいております。

基本的な事務処理の誤りの要因といたしまして、財務規則の理解不足、組織的なチェック体制の機能不全が考えられます。

今後は規則、制度等を十分に確認し、事務を執行していただきたいと思います。

最後、結びでございます。

令和８年７月28日に熊本地震、８月13日から14日に千葉豪雨と、その後も他県でいろいろ豪雨があっておりますが、自然災害が猛威を振るい、佐賀県内でも震度４から３の揺れがあり、不安に感じたところでございます。令和８年は「酷暑」という名称ができるほどの暑さが続いております。そのような中、町では住民が安心して避難できるよう、令和７年度に佐賀のへそ・ふれあい交流センターネイブル、さわやかスポーツセンターに空調が設置されましたことは町民の安全に万全を期するものでございます。

令和７年度の決算につきましては、歳入は前年度より町債、地方交付税、国庫支出金等により増加いたしました。増加の最大は町債でございます。大きな事業が続く中、町債への依存はやむを得ない部分もございますが、公債費の増にもつながり、慎重に行っていただきたいと思います。

歳出は前年度より主に消防費、民生費が増加いたしました。消防費は指定避難所空調設置等、民生費は国の物価高対策等により増加しているものでございます。

財務に関する事務執行につきましては、おおむね適正に処理されているものの、交付金で誤った実施計画の提出や備品の取扱いが遵守されていない等の重要な指摘事項もございました。

また、その他の指摘事項としては、主に基本的な事務処理の誤りが散見されたところでございます。

財政運営につきましては、令和７年度は財政の健全化は確保されているものの、今後は総額約８億3,000万円の予算を見込む小・中学校校舎改修・修繕計画等や臨鉱ポンプの更新等も予定、開始されており、財政の大きな負担となります。

このような状況に鑑み、今後は自主財源の確保も最重要課題として取り組まれ、財政の健全化を維持し、町民にとって真に必要な施策を効果的に実施できるよう尽力をしていただきたいと思います。

町政運営につきましては、令和８年度よりプラスチックごみ等の収集場所、時間等を変更されましたが、この取組は町民にとって大いに助かる画期的なものとなったと考えております。また、新しい公共交通として町営タクシー事業も導入され、高齢者の移動手段に大いに役立っているところでございます。このように新たな事業に積極的に取り組む姿勢は大いに評価するものでございます。

さらに、今年はスポーツの町宣言50周年の年でもあります。江北中男子バスケットボールクラブは江北町初の全国大会で決勝トーナメントに進出し、ベスト16というすばらしい成績で、記念すべき年に花を添え、功績を残してくれました。

今後も持続可能な行財政運営に努め、これからの新しい時代に適応した施策を継続的に実施し、町勢の発展と町民の福祉の向上が図られることを望むものでございます。

以上が一般会計、特別会計につきましての審査意見書でございます。

続きまして、江北町下水道事業会計決算審査意見書を申し上げます。

江北町下水道事業会計決算審査につきましては、審査の対象といたしまして、決算報告書、財務諸表、事業報告書、その他の書類、キャッシュ・フロー計算書等を基に審査をいたしました。

審査の期日は令和８年７月13日でございます。

審査の方法は、決算審査に当たりましては、決算書及び決算附属資料が地方公営企業法等関連法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか並びに経営成績及び財政状況を適正に表示しているか等について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、内容等について担当職員の説明を求め、慎重に審査したところでございます。

審査の結果でございます。

審査に付された決算書及び決算附属書類は、いずれも地方公営企業法及び関係法令に基づき作成されておりました。

また、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていると認められたところでございます。

なお、予算の執行につきましてもおおむね適正に行われており、今後も適正に執行されることを望むものでございます。

続きまして、２ページから６ページにつきましては下水道事業の詳細を記載しておりますので、目を通していただければと思います。

最後、７ページでございます。

審査の意見でございます。

江北町下水道事業は、その経営状況の明確化、透明化を図るため、令和６年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行し、２年目を迎えたところでございます。

公営企業会計の経営成績は、収益が６億793万7,850円、費用が５億7,852万499円で、純利益は2,941万7,351円でございました。

公営企業は、事業の性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等につきましては、適正な費用負担区分を前提といたしまして、一般会計から資金を繰り入れることが認められております。本年度はこの基準内の繰入金といたしまして２億6,748万4,320円が繰り入れられたほか、基準外の繰入金として5,487万9,541円が繰り入れられたところでございます。

基準外の繰入金につきましては、受益と負担の公平性の観点から慎重に取り扱われるべきものであり、今後も使用料収入の確保等を的確に図り、基準外の繰入金の縮減に努めていただきたいと思います。

今後、本町の下水道事業は、施設整備の老朽化による更新費用、近年多発する豪雨等に対応する防災・減災を目的とした施設改修に係る費用等の増加が見込まれ、経営環境は厳しい状況になることが予想されます。このような下水道事業の現状と今後の情勢を的確に見据えながら、収益の確保、費用の抑制、最適化の取組を総合的に推進し、持続性を持った事業経営となるよう要望いたします。

下水道事業は町民生活において欠かせない重要なライフラインであることから、今後も適切に維持管理し、その機能を発揮したサービスを将来にわたり安定的に提供できるよう、健全な事業運営に一層取り組まれることを期待いたします。

以上で決算審査の報告を終了いたします。ありがとうございました。

○井上敏文議長

監査委員からの報告が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議員の皆様にお知らせいたします。この後、全員協議会を10時50分から開催いたしますので、議員控室にお集まりください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時39分　散会